

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 貝塚市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和11年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	貝塚市	職員数※（H19. 4. 1現在）	50
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	76円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	3,005百万円
累積欠損金（百万円）	0円	利益剰余金又は積立金（百万円）	71百万円
不良債務（百万円）	0円	財政力指数※	0.714（H18）
資金不足比率（％）	0％	実質公債費比率※（％）	15.8（H19）
		経常収支比率※（％）	95.1（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	貝塚市上水道経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	貝塚市水道事業管理者 貝塚市長 吉道 勇
既存計画との関係	貝塚市集中改革プラン（平成17～21年度）
公表の方法等	広報やホームページへの掲載、補正予算提案時に議会へ内容説明
基本方針	本計画は、すでにホームページで公開しています貝塚市集中改革プランを基本として、14～18年度の数値については各年度決算（見込）値を、19年度以降の数値は、集中改革プラン及び19年度予算を基に各年度の見込数値を記述しています。なお、本計画は、現在実施されることが確実な改革しか反映させていないため、現在より数値が悪化しているものはありますが、19年度以降の実際の決算及び今後実施決定される行政改革により、計画数値よりも改善されると考えています。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
	補償金免除額	0	0	0	0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	13	13

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	274,026	0	31,319	305,345
合 計 (A)		274,026	0	31,319	305,345
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	なし				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		274,026	0	31,319	305,345

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	なし				
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	なし				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	95,528	0	12,976	108,504
合 計 (A)		95,528	0	12,976	108,504
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	なし				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		95,528	0	12,976	108,504

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>収益的収支においては、有収水量の減少による給水収益の減少により、収益が減少する一方、物価上昇を見込んでいるため、人件費・物件費や減価償却費が増加しており、その結果、経常・純損益ともに、20年度には赤字、累積欠損金の発生が伴うと予想されます。ただ、資金的にはこのまま推移しても資金不足は発生しないと考えています。資本的収支では、津田浄水場の更新事業や簡易水道統合事業を予定していますので、過去5年間よりも計画期間中は、建設改良費、それを補う企業債収入が高水準で推移すると予想しています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>最近の節水機器の普及や大口使用者の減少による給水収益の減少が他市と同様に見られ、供給単価と給水原価の逆転という問題が、実際の決算で数年後発生すると考えており、料金改定を検討していかなければならない。</p>
	<p>課 題 ② 減価償却費の増加</p> <p>近隣市と異なり、給水量の半分が自己水であり、またその自己水を製造する浄水場の老朽化による更新で、20年代前半から減価償却費が急激に増加することが予想される。</p>
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	100.7	100.9	104.2	103.5	101.0	96.8	95.6	94.3	92.9	91.0	
総収支比率(法適用) (%)	106.1	104.6	109.0	108.1	106.0	101.2	97.7	96.4	95.2	93.4	
経常収支比率(法適用) (%)	106.4	105.0	109.4	108.7	106.1	101.5	98.0	96.6	95.5	93.7	
営業収支比率(法適用) (%)	112.2	110.1	115.7	116.1	112.4	104.1	102.7	101.0	99.5	97.7	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	7.1	13.1	21.3	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分 (%)	3.0	0.7	1.1	1.5	2.2	2.7	3.4	1.8	1.1	0.5
	うち基準内繰入金 (%)	3.0	0.7	1.1	1.2	1.8	2.2	2.8	1.5	0.8	0.3
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.4	0.6	0.3	0.3	0.1
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水収益は、財務状況の分析のところで述べたとおり、今後減少し、20年度には経常損益・純損益とも赤字に転落する見込みです。（今回の収支見通しは、現在の料金水準の維持を前提にしています。）そのため、その時期に費用の削減とともに、料金改定も検討していかなければならないと考えています。
2 他会計繰入金の見込み	現在、消火栓設置及び修繕に係る経費及び、簡易水道事業債にかかる元利償還金の一部負担を一般会計から負担金として負担してもらっており、今後も同じ条件で策定しています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	19年度当初に遊休地である水間ポンプ所跡地を一般会計へ売却しました。また、21年度から23年度には蕎原簡易水道の統合（予定）、23年度には津田浄水場の更新事業に着手するため、国庫補助や起債の借入を見込んでいます。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	最近の材料等の値上がりや昇給を考慮していますが、今後の給与水準の見直しや人事異動によっては、変動が見込まれます。また、19年度予算数値に基づいて収支見通しを作成しているため、実際の各年度決算数値は、この数値より改善されると考えています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>職員の削減は、集中改革プランでも記載しているとおり、13年度からの津田浄水場夜間休日運転管理業務委託の段階的実施で7名(13年度 3名、14年度 1名、15年度 3名)、業務量の減少及び機構改革による定数見直しで2名(13年度 1名、16年度 1名)、正規職員の短期再任用職員化で1名(14年度 1名、18年度嘱託化)削減し、12年度末と比べ、正規職員数は50人から40人(20%減)へと減少しました。ただ、本計画年次である19年度から23年度については、他市と異なり、給水量の半分を占める自己水の安定供給のために浄水場等での職員数を維持する必要があるため、正規職員数は現状の40人を維持する予定です。</p> <p>職員数については、17年度は、機構改革による係員の管理職の変更及び17～19年度まで東山丘陵区画整理事業に伴う嘱託員の1名増のため、18・19年度は欠員1名あるため、変動しています。人件費削減の効果については、地域手当の支給率の削減、人員削減による人件費の削減、定昇延伸及び3パーセントカットによる給与・手当等の削減等の効果が主な改善要因(浄水場夜間休日運転管理業務委託にかかる費用は改善額から除く)となっており、V表では13年度決算値と各年度決算値の差を改善額としています。19年度以降の人件費は、19年度予算を基に各年度の見込数値を記述しているので現在より数値が悪化していますが、19年度以降の実際の決算及び今後実施決定される行政改革により、計画数値よりも改善されると考えています。</p>
○ 給与のあり方	<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 18年4月に国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準の引き下げ、給与カーブのフラット化、号給の4分割等の措置を講じ、地域手当については、現在国の指定基準を超えて支給している(6%のところ7%)が、20年度より国の指定基準と同等の支給割合とするようにすでに条例を改正しています。</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 19年7月6日付、総務省自治行政局公務員部長通知を踏まえ、技能労働職員等の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、今後の方針を住民にわかりやすく明示した取り組み方針を平成20年3月に公表する。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 退職時特昇については、17年1月に廃止している。また、退職手当の構造見直しについては、平成18年4月から実施しており、国家公務員準拠を基本として運用しています。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 職員健康保険組合の事業主負担割合の適正化については、遅くとも21年度には負担割合が1:1となるよう、同組合に対し意見具申を行っています。また、事業の効率性等の観点から速やかに共済組合に移行すべきであると、要望、意見具申を行っています。(負担割合 平成18年度1:1.46 平成19年度 1:1.29) 厚生団体への負担金については、10年度に1人当たりの負担額を6,000円から4,000円へ見直しを行いました。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>物件費については、近年の材料等の値上げから若干の上昇を見込んでいますが、消耗品費や入札等による委託費等の経費の削減に取り組んでいきます。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>指定管理者制度やPFIについて、現在導入予定はありませんが、制度内容や今後導入できるかどうかなどについては、研究していきたいと考えています。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容																																			
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p>	<p>14年4月に平均9.3%の料金改定を実施しました。その結果14年度で3000万円あった累積欠損金を解消し、現在まで黒字決算となっています。料金改定による効果としては、下記の式のとおりと算定しました。ただ、給水量の半分を自己水でまかなっているため、水道料金は現行料金でも府下で下位に位置づけられていますが、財務状況の分析「課題①料金水準の適正化」でも述べたとおり、給水人口の増加と逆に、1栓あたりの使用水量が減少しているため、年々有収水量、給水収益ともに減少しており、今後もこの状況は変わらないと考えています。今回の経営状況見直しにおいても、20年度には経常損益・純損益ともに赤字に転落すると思われ、費用の削減をしつつ、料金改定による料金水準の引き上げを今後検討していかなければならないと考えています。また、売却可能資産については、水間ポンプ所跡地と名越受水場跡地がありますが、前者については19年度当初に約620万円売却できましたが、後者については、急傾斜地崩壊危険箇所に指定され、建物の解体ができないため、現状のままでの有効利用及び売却を検討していく予定です。</p> <table border="1" data-bbox="869 419 1765 627"> <tr> <td>13年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,638百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,733百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,733-1,638=95百万円</td> </tr> <tr> <td>15年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,720百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,720-1,638=82百万円</td> </tr> <tr> <td>16年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,731百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,731-1,638=93百万円</td> </tr> <tr> <td>17年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,694百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,694-1,638=56百万円</td> </tr> <tr> <td>18年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,672百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,672-1,638=35百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>5年間効果</td> <td>361百万円</td> </tr> </table>	13年度決算	給水収益	1,638百万円			14年度決算	給水収益	1,733百万円	改善額	1,733-1,638=95百万円	15年度決算	給水収益	1,720百万円	改善額	1,720-1,638=82百万円	16年度決算	給水収益	1,731百万円	改善額	1,731-1,638=93百万円	17年度決算	給水収益	1,694百万円	改善額	1,694-1,638=56百万円	18年度決算	給水収益	1,672百万円	改善額	1,672-1,638=35百万円				5年間効果	361百万円
13年度決算	給水収益	1,638百万円																																		
14年度決算	給水収益	1,733百万円	改善額	1,733-1,638=95百万円																																
15年度決算	給水収益	1,720百万円	改善額	1,720-1,638=82百万円																																
16年度決算	給水収益	1,731百万円	改善額	1,731-1,638=93百万円																																
17年度決算	給水収益	1,694百万円	改善額	1,694-1,638=56百万円																																
18年度決算	給水収益	1,672百万円	改善額	1,672-1,638=35百万円																																
			5年間効果	361百万円																																
<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>																																				
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>																																				
<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>現在、広報やホームページ等で、水道事業分を含んだ集中改革プランや大まかな財務状況を公開していますが、今後さらに詳細な財務状況を含めた情報を公開できるよう努めます。</p>																																			
<p>○ 行政評価の導入</p>	<p>行政評価について、現在導入予定はありませんが、制度内容や今後導入できるかどうかなどについては、研究していきます。</p>																																			
<p>5 その他</p>	<p>財務状況の分析で記述した「課題②減価償却費の増加」について、今後、津田浄水場の更新や既存管路網の老朽管布設替・耐震化を進めていく上で不可避の問題ではありますが、減価償却費算定の基礎となる事業費をできる限り精査し、また入札などによる費用の削減を行うことで、可能な限り抑制に努めます。水道料金徴収の強化として、15年度より滞納期間8ヶ月で停水していましたが、それを6ヶ月に、17年度には4ヶ月に短縮し、滞納額の抑制・未収金の削減を図りました。維持管理費については、検定満期メーター取替を、12年度に旧公認業者に委託し、嘱託員1名を減らしましたが、16年度に業者の決定方法を見積もり合わせに変更したことにより約300万円、さらに19年度からは、職員の取替(人員増なし)に変更し、18年度にかかった委託料の約300万円をさらに削減しました。</p>																																			

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標																																						
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、「経営健全化に関する施策の項目1」で記述したとおり、津田浄水場の夜間休日運転管理業務委託の段階的实施、業務量の減少及び機構改革による定数見直し、正規職員の短期再任用職員化で、14年度 2名（内1名短期再任用化）、15年度 3名、16年度 1名削減しました。なお、計画期間中は自己水の安定供給のために浄水場等での職員数を維持する必要があるため、正規職員数は現状の40人を維持する予定です。また、効果額については、13年度決算値と各年度決算値の差（地域手当の支給率の削減、人員削減による人件費の削減、定昇延伸及び3パーセントカットによる給与・手当等の削減等の効果が主な改善要因（浄水場夜間休日運転管理業務委託にかかる費用は改善額から除く）を記載したものです。また、17年度は、機構改革による係員の管理職の変更及び17～19年度まで東山丘陵区画整理事業に伴う嘱託員の1名増のため、18・19年度は欠員1名あるため、職員数が変動しています。19年度以降の人件費は、19年度予算を基に各年度の見込数値を記述しているため現在より数値が悪化していますが、19年度以降の実際の決算及び今後実施決定される行政改革により、計画数値よりも改善されると考えています。																																						
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>14年4月に平均9.3%の料金改定を実施しました。その結果14年度で3000万円あった累積欠損金を解消し、現在まで黒字決算となっています。料金改定による効果としては、下記の式のとおりと算定しました。ただ、給水量の半分を自己水でまかなっているため、水道料金は現行料金でも府下で下位に位置づけられていますが、財務状況の分析「経営健全化に関する施策の項目3」でも述べたとおり、給水人口の増加と逆に、1栓あたりの使用水量が減少しているため、年々有収水量、給水収益ともに減少しており、今後もこの状況は変わらないと考えています。今回の経営状況見直しにおいても、20年度には経常損益・純損益ともに赤字に転落すると思われ、費用の削減をしつつ、料金改定による料金水準の引き上げを今後検討していかなければならないと考えています。</p> <table border="1" data-bbox="672 470 2128 558"> <tr> <td>13年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,638百万円</td> <td></td> <td>16年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,731百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,731-1,638=93百万円</td> </tr> <tr> <td>14年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,733百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,733-1,638=95百万円</td> <td>17年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,694百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,694-1,638=56百万円</td> </tr> <tr> <td>15年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,720百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,720-1,638=82百万円</td> <td>18年度決算</td> <td>給水収益</td> <td>1,672百万円</td> <td>改善額</td> <td>1,672-1,638=35百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="7"></td> <td>5年間効果</td> <td>361百万円</td> </tr> </table>	13年度決算	給水収益	1,638百万円		16年度決算	給水収益	1,731百万円	改善額	1,731-1,638=93百万円	14年度決算	給水収益	1,733百万円	改善額	1,733-1,638=95百万円	17年度決算	給水収益	1,694百万円	改善額	1,694-1,638=56百万円	15年度決算	給水収益	1,720百万円	改善額	1,720-1,638=82百万円	18年度決算	給水収益	1,672百万円	改善額	1,672-1,638=35百万円								5年間効果	361百万円
13年度決算	給水収益	1,638百万円		16年度決算	給水収益	1,731百万円	改善額	1,731-1,638=93百万円																															
14年度決算	給水収益	1,733百万円	改善額	1,733-1,638=95百万円	17年度決算	給水収益	1,694百万円	改善額	1,694-1,638=56百万円																														
15年度決算	給水収益	1,720百万円	改善額	1,720-1,638=82百万円	18年度決算	給水収益	1,672百万円	改善額	1,672-1,638=35百万円																														
							5年間効果	361百万円																															
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計からの負担金は、前述の収支見直し策定の前提条件において記述したとおり、消火栓に関する経費及び簡易水道事業債の元利償還金（一部事業分においては、基準繰出以上を負担してもらっているため、若干の基準外繰出しが発生している）においてのみであり、現状を維持していきます。																																						
4 その他	「経営健全化に関する施策の項目5」で記述したとおり、減価償却費の伸びを抑制するために事業費を可能な限り圧縮するよう取り組みます。また、「経営健全化に関する施策の項目3」で記述したとおり、未利用資産について19年度に水間ポンプ所跡地の一般会計への売却を行い、それを計上しました。そして、維持管理費のうち、検定満期メーター取替にかかる経費は、12年度に民間業者に委託し、嘱託員1名を減らしましたが、16年度に業者の決定方法を見直し合わせに変更したことで600万円から300万円に変更になったことで約300万円、さらに19年度からは、職員の取替（人員増なし）に変更し、18年度にかかった委託料の約300万円をさらに削減しました。																																						

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
②	料金改定率	9.3											
	改善額(料金の適正化)※1	95	82	93	56	35	361						
④	固定資産売却収入							6					
	改善額(収入増額)							6					6
<b>【経費の削減】</b>													
①	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	388	364	329	336	322		363	359	368	377	384	
	改善額	30	54	89	82	96	351						
	その他												
	職員給与費(退職手当)	83	64	75	45	78		39	39	39	39	39	
	職員数( )内は正規職員数(人)	53(44)	51(41)	50(40)	51(40)	50(40)		50(40)	50(40)	50(40)	50(40)	50(40)	
	増減数( )内は正規職員数(人)	-3(-2)	-2(-3)	-1(-1)	1(0)	-1(0)	-6(-6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
④	維持管理費等(メーター取替)												
	改善額(適正化)			3	3	3	9	3	3	3	3	3	15
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0			2.7	7.1	13.1	21.3	
	増減								2.7	4.4	6.0	8.3	
	企業債現在高	3173	3187	3133	3082	3005		3013	3001	2937	3143	4127	
	増減		14	-54	-51	-77		8	-12	-64	206	984	
							721						21
													0

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	89	89	90	90	91	91	91	92	92	92
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	10772	10631	10683	10574	10538	10412	10405	10387	10373	10361
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	43070	43070	43070	43070	43070	43070	43070	43070	43070	43070
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	37607	36529	34986	35473	34986	34456	33939	33422	32905	32389
最大稼働率 (%)	87.3	84.8	83.3	82.4	81.2	80	78.8	77.6	76.4	75.2
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	161	162	162	160	159	156	155	154	154	153
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	160	161	156	155	158	161	163	164	166	169

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

高原簡易水道の統合について、現在地元と調整中であり、19年中に結論を取りまとめる予定である。地元の同意が得られれば、23年度末統合を目指して進める予定です。